

変額保険（終身型）普通保険約款

※青字下線部分を改定しております。

新	旧
変額保険（終身型）普通保険約款 省 略	変額保険（終身型）普通保険約款 省 略
1 特別勘定	1 特別勘定
第1条（特別勘定） 1 会社は、変額保険契約の資産を運用するために特別勘定を設定し、会社が別に定める運用方法に基づいて運用します。また、特別勘定で管理されている資産（以下、「特別勘定資産」といいます。）を、毎日会社の定める方法により評価します。 2 前項の特別勘定資産からの利益および損失は、他の勘定の資産の運用による利益および損失にかかわらず変額保険契約に割り当て、他の種類の保険契約に割り当てることはありません。ただし、特別勘定資産中の他の勘定の持分に対応する利益および損失を除きます。 3 保険契約者は、特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。 <u>4 会社は、将来特別勘定の資産が著しく減少し、効率的な資産運用が困難になったときなど特別な事情がある場合、特別勘定を廃止または2以上の特別勘定を統合することがあります。</u> <u>5 前項の規定により特別勘定を廃止または2以上の特別勘定を統合する場合、会社は、特別勘定を廃止または2以上の特別勘定を統合する日の1か月以上前に保険契約者につきの事項を通知します。</u> <u>(1) 廃止する特別勘定または統合する特別勘定の名称</u> <u>(2) 特別勘定を廃止または2以上の特別勘定を統合する日</u> <u>(3) 次項に定める移転が保険契約者によりなされなかった場合に、会社が指定する特別勘定</u> 6 第4項の規定により特別勘定を廃止する場合、保険契約者は、前項第2号に定める特別勘定を廃止する日までに、廃止される特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転してください。 7 前項に定める移転が第5項第2号に定める特別勘定を廃止する日までに行われない場合、会社は、同項第3号に定める特別勘定に積立金を移転します。	第1条（特別勘定） 1 会社は、変額保険契約の資産を運用するために特別勘定を設定し、会社が別に定める運用方法に基づいて運用します。また、特別勘定で管理されている資産（以下、「特別勘定資産」といいます。）を、毎日会社の定める方法により評価します。 2 前項の特別勘定資産からの利益および損失は、他の勘定の資産の運用による利益および損失にかかわらず変額保険契約に割り当て、他の種類の保険契約に割り当てることはありません。ただし、特別勘定資産中の他の勘定の持分に対応する利益および損失を除きます。 3 保険契約者は、特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。 新 設 新 設 新 設 新 設 省 略 新 設
<u>28 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱</u>	
第54条（特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱） 1 会社は、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる突発的な異常事態により特別勘定資産の正常な評価ができなくなった場合は、正常な評価ができなく	

新	旧
<p>なった日（以下、「取引停止日」といいます。）から正常な評価ができることとなった日（以下、「取引再開日」といいます。）の前日までの期間（以下、「取引停止期間」といいます。）中、つぎの各号のとおり取り扱うことがあります。</p> <p>(1) 第1回保険料の取扱</p> <p>契約日が取引停止期間中である場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定が繰入先に含まれる保険契約について、第1回保険料のうち特別勘定で運用される分の金額を取引再開日に特別勘定へ繰り入れます。ただし、取引停止期間中に保険契約者から保険契約の申込の中止の申し出があった場合には、保険契約の申込はなかったものとして取り扱います。</p> <p>(2) 第2回以後保険料の取扱</p> <p>払込期月の契約応当日が取引停止期間中である場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定が繰入先に含まれる保険契約については、取引再開日まで正常な評価ができない特別勘定への繰り入れを行わないものとします。この場合、取引停止期間中に払い込まれた保険料は、各払込期月に払い込まれたものとして取り扱い、当該保険料のうち特別勘定で運用される分の金額を取引再開日に特別勘定へ繰り入れます。</p> <p>(3) 積立金の取扱</p> <p>取引停止期間中、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約の積立金額は、取引停止日前日末の積立金額を基準として会社の定める方法で計算した金額とします。</p> <p>(4) 繰入比率の指定もしくは変更または積立金の移転の取扱</p> <p>第2条（各特別勘定への繰入比率の指定、変更）第2項または第4条（積立金の移転）第2項に定める請求書類を会社が受け付けた日が取引停止期間中の場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定への繰入比率の指定もしくは変更または正常な評価ができない特別勘定が移転先もしくは移転元に含まれる積立金の移転の請求を受け付けず、すでに受け付けた請求については、その請求がなかったものとして取り扱います。</p> <p>(5) 保険契約の解約の取扱</p> <p>第21条（解約）第2項に定める請求書類を会社が受け付けた日が取引停止期間中の場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、取引再開日に請求書類を会社が受け付けたものとして取り扱います。ただし、取引停止期間中に保険契約者から解約の中止の申し出があった場合には、解約の請求がなかったものとして取り扱います。また、猶予期間の満了日が取引停止期間中である場合、第17条（猶予期間および保険契約の失効）第2項の規定により支払われる解約返戻金については、取引再開日の解約返戻金とします。</p> <p>(6) 自動延長定期保険への変更の取扱</p> <p>① 猶予期間の満了日が取引停止期間中の場合、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、第19条（自動延長定期保険）第1項第2号に定める解約返戻金は、取引停止日前日末の解約返戻金とします。また、第19条第8項第1号に定める金額の支払の申し出があった日が取引停止期間中の場合、会社は、取引再開日まで正常な評価ができない特別勘定への繰り入れを行わないものとします。こ</p>	<p>新 設</p>

新	旧
<p>の場合、当該金額のうち特別勘定で運用される分の金額を取引再開日に特別勘定へ繰り入れます。</p> <p>② ①の場合、自動延長定期保険に変更しなかったものとして計算した取引再開日の解約返戻金が①における取引停止日前日末の解約返戻金を上まわるときは、その解約返戻金を充当して自動延長定期保険の保険期間を再計算するものとします。</p> <p>(7) 保険料自動振替貸付の取扱</p> <p>猶予期間の満了日が取引停止期間中の場合、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、前条第4項に定める解約返戻金は、取引停止日前日末の解約返戻金とします。</p> <p>(8) 基本保険金額の減額の取扱</p> <p>第24条（基本保険金額の減額）第5項に定める請求書類を会社が受け付けた日が取引停止期間中の場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、取引再開日に請求書類を会社が受け付けたものとして取り扱います。ただし、取引停止期間中に保険契約者から基本保険金額の減額の中止の申し出があった場合には、基本保険金額の減額の請求がなかったものとして取り扱います。</p> <p>(9) 定額払済保険、定額延長定期保険または変額払済保険への変更の取扱</p> <p>第25条（定額払済保険への変更）第2項、第26条（定額延長定期保険への変更）第2項または第27条（変額払済保険への変更）第2項に定める請求書類を会社が受け付けた日が取引停止期間中の場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、取引再開日に請求書類を会社が受け付けたものとして取り扱います。ただし、取引停止期間中に保険契約者から定額払済保険、定額延長定期保険または変額払済保険への変更の中止の申し出があった場合には、定額払済保険、定額延長定期保険または変額払済保険への変更の請求がなかったものとして取り扱います。</p> <p>(10) 保険契約の復活の取扱</p> <p>第20条（保険契約の復活）第4項に定める延滞保険料または貸付元利金を払い込んだ日が取引停止期間中の場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定が繰入先に含まれる保険契約については、取引再開日まで正常な評価ができない特別勘定への繰り入れを行わないものとします。この場合、延滞保険料または貸付元利金のうち特別勘定で運用される分の金額を取引再開日に特別勘定へ繰り入れます。</p> <p>(11) 契約者貸付の取扱</p> <p>第34条（契約者貸付）第10項に定める請求書類を会社が受け付けた日が取引停止期間中の場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、その請求を受け付けず、すでに受け付けた請求については、その請求がなかったものとして取り扱います。</p> <p>(12) 保険金の支払の取扱</p> <p>① 保険金の支払事由が発生した日が取引停止期間中の場合、会社は、正常な評価ができない特別勘定については、取引停止日前日末の積立金額を基準として評価するものとします。</p> <p>② ①の場合、保険金の支払を行わなかったものとして計算した取引再開日の積立金</p>	<p>新 設</p>

新	旧
<p>額を基準として評価した金額が①により評価した金額を上まわるときは、その差額を支払うものとします。</p> <p>2 会社は、前項の規定により取扱を中止もしくは延期した場合または特別勘定の正常な評価ができこととなった場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。</p>	<p>新 設</p>